

神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会【NO. 21-8】 2022年1月31日発行
横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館6F TEL045-201-3900・FAX045-212-5745

新型コロナウイルス、とくにオミクロン株の感染が急激に広がっています。全国の感染者数は、連日7万人～8万人と報道され、まん延防止重点措置区域は、神奈川県も含めて34都道府県に広がっています。コロナワクチンの3回目接種の遅れなど、岸田政権の緩慢な姿勢が問題となっています。私たちの活動・会議も制約されていますが、通常国会で、医療や介護、社会保障の充実を求める取り組みをすすめていきましょう。

「新しいのち署名」など4署名63万5千筆国会に提出！！

1月28日、全労連、中央社保協、全日本民医連、自治労連、日本医労連の共催で、①新しいのち署名、②介護署名、③75歳以上の医療費2倍化中止署名、④年金署名など4つの署名約63万5千人分を国会に提出する集会を衆院第一議員会館で開催しました。会場には、70人ほどが参加し、オンラインで全国から120人ほどが参加。神奈川からは、オンラインを含めて、社保協、民医連・医労連などから5人参加しました。



全国から寄せられた署名の内訳は、新しいのち署名17万7310筆、介護保険制度の抜本的転換署名19万6073人、75歳以上の医療費2倍化中止署名17万1218人、全世代が安心できる年金と雇用署名9万933人です。

集会では、横山壽一さん（佛教大学教授）が講演。自公とその補完勢力による、憲法改悪の動きの危険性を指摘。「新しい資本主義＝新自由主義」政策か、そこからの転換かの対決がいつそう鮮明となったとし、岸田政権のコロナ対策や社会保障政策を批判。新たな国会情勢の中でのたたかひの展望を示しました。

全労連の黒澤事務局長は、菅首相に医療・介護・保健所の拡充を求める「菅首相への手紙」として1万人超の切実な声が寄せられたことを紹介。「岸田政権の看護師などの賃上げは大変不十分だが、署名や行動が政治を動かしている。医療や社会保障の削減を大本から転換する取り組みを続けていこう」と強調しました。日本高齢期運動連絡会の吉岡代表委員は、75歳以上の2倍化の基準年収額200万円をさらに引き下げる可能性を厚生労働相も否定していないと指摘。「高齢者が暮らせるのか生きていられるのかの問題になる。中止を求めて運動を広げていこう」と述べました。立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組の国会議員があいさつしました。

「75歳以上の医療費2倍化中止署名」5万筆超える！！

1月19日の神奈川の国会行動に10団体52人参加。「75歳以上の医療費窓口負担2割化中止署名」3446筆を国会に提出し、田村智子（共産）参議院議員に渡しました。

「75歳以上の医療費窓口負担2割化中止署名」は、県社保協にユーコープ2844筆、新婦人9249筆、年金者組合2627筆、民医連6893筆など、計22097筆届いています。さらに建設労連2万筆以上などの報告があり、10万筆の目標にたいし、5万筆を超えた到達点となっています。公団自治協は、年明けから署名を開始しました。



田村智子議員（共産）に署名を渡しました

中央の署名提出集会は、2月18日を提起されていますが、オンライン集会成为る可能性もあります。そこで、地元議員の国会議員会館事務所に、署名の紹介議員の依頼文を送り、紹介議員になっていただいた事務所に署名を送るようにします。中央主催と神奈川の国会行動は、6月まで予定される通常国会の会期中行われます。75歳以上医療費2倍化中止署名はその都度提出して、紹介議員の要請をします。署名を大きく広げましょう。

「神奈川生存権裁判」公正判決を求める署名広げよう！！

1月22日、神奈川生存権裁判を支援する会の第8回定期総会を開催しました。4月20日（水）11:30～の横浜地裁で口頭弁論が開かれ、結審する予定で、年内にも判決が出されることとなります。

生活保護基準を厚労省が一方的に切り下げたことは違憲であると全国29都府県で訴えた「いのちのとりで」訴訟のひとつ、「神奈川生存権裁判」。

総会では、井上啓弁護士団長が「神奈川生存権裁判の判決に向けて」と題して講演しました。井上弁護士は、「全国は、名古屋で負けて、大阪で勝ったが、その後敗訴が続いている」、「しかしその判決文で『NHK受診料』なるコピーペースト問題が発覚し、裁判官のモラル低下に批判が巻き起こっている」、「保護基準改定に『物価』を考慮した違法性（生活保護法8条2項の解釈）」、「CPIの汎用性を逆手に取り、悪用した」、「生活保護世帯の生活実態調査をした『社会保障生計調査』を使わず、『一般世帯平均の家計調査』を使用したためウエイトが実態を反映していない」など、この間の裁判で明らかにしてきた特徴を述べました。そして、「神奈川生存権裁判の特徴は、6名の原告が証人尋問に立ち、元県庁のケースワーカーの松尾さんが尋問に立ち、被害を実態、実証的に証言した」。「生活保護利用者の生活実態（実質的可処分所得の変動）とかけ離れた引き下げ」であり、「憲法25条と生活保護法8条に違反し、厚生労働大臣の行政裁量の逸脱、濫用があり、処分は無効」という判決を取りにいくと力強く話されました。

総会では、1万筆以上の公正判決を求める署名を集めることを確認しました（現在3000筆の到達点）。



1時間で署名68筆集める！！

12月22日13:30～14:30まで横浜 関内「イセザキ・モール」有隣堂前で署名・宣伝行動を行いました。原告をはじめ38人が行動参加、原告4人がマイクを握りました。この裁判での各地の地裁判決文に「コピー」の疑惑が膨らみ、「コピー判決 とんでもない！」のチラシ280枚、怒りを持って配布しました。

「公正判決求める」署名は68筆が集まり、何より参加者にとって元気の出る取り組みに出来ました。＜神生連・峯松事務局長より＞



介護保険を利用するには？なんでも聞いてみよう！！

1月22日、藤沢市社保協は介護保険勉強会を開催しました。会場の市民会館会議室に28名が集まりました。

この勉強会はコロナ禍により2年越しの開催となりました。講師は医療生協かながわの現役ケアマネージャー角田春男氏です。まず、角田氏より介護保険の仕組みの説明があり「介護保険の保険料は年金から天引きされ社会保障制度改悪を先導した」とし「介護保険の財源は介護の社会化というフレーズで保険料の比率を増やしてきた。介護の社会化というのであれば本来なら公費で賄うべき」と国の姿勢を批判しました。

その上で、実際に制度を利用する際の注意点などを、ユーモアを交えながら話しました。双方向の学習会ということで参加者からは「家族同居の場合のヘルパーの利用方法は？」「施設見学の際に家族が押さえるべきポイントは？」「介護保険の未来は？」など多くの質問が出され予定時間を超過するほど充実した学習会となりました。

＜藤沢市社保協・杉崎憲事務局長より＞

藤沢市社保協介護学習会



「障害者の移動支援事業」改善に向け、横浜市部長と懇談！！

1月6日、横浜市の上條浩・障害福祉保健部長との懇談がもたれ、上野さん、角井さん、酒井さん（神奈川肢障協）、浜身連の落合事務局長、浜家連の大羽副理事長、市精連の大友代表、県社保協の根本事務局長が参加しました。

横浜市からは、上條浩障害福祉保健部長のほか、障害自立支援課の渡辺文夫課長、東宏子移動支援担当係長と、中西勇人居宅サービス担当係長が参加しました。

昨年10月、横浜市の決算特別委員会で山田一誠議員（自民党）の「移動支援実施要項の利用制限」についての質問に対して、上條障害福祉保健部長は「障害者団体の活動中についての利用を認めてほしいという要望は受けている。事業全体の課題の一つとして認識しており、利用者の実態や他都市の状況を見ながら課題の検討をすすめていきたい」という答弁がされました。これを受けて、どのように検討されているのか、見直しのスケジュールなどについて聞くために、上條障害福祉保健部長と横浜市役所で直接懇談しました。

上條障害福祉保健部長は、「障害者当事者団体は、一緒に横浜の障害福祉を向上・推進させてきた。制度の使い勝手によって障害当事者が団体活動に参加できないというのは本末転倒であると思うので、現在、どういう解釈で運用していくか、支給決定をしている区役所やサービス提供を行う事業所とどういうコンセンサスを得るのか整理・検討している。障害者の社会参加を阻む規定があるならば見直していきたい。障害者の社会参加を支援する目的・活動ならば、移動支援の利用を認めたい。運用（ガイドライン）解釈の変更の進め方を検討し、新年度を目途に情報提供していきたい」と述べ、障害者団体の活動中の支援についても移動支援の利用を認めていく方向で柔軟な運用の解釈変更を示唆しました。

私たちから、①飲食を伴う外出や、通年かつ長期にわたる外出、週2回以上の稽古事などについても移動支援を利用できない外出及び目的としていることは、明らかに障害者の社会参加を阻むことであり、要綱の改善・見直しの検討を要望したい、②要綱による制限そのものが移動支援事業所の運営・経営を縛り付け、利用者の増加とニーズに応えたサービス提供に支障をきたし、移動支援事業所を探しても見つからず、ガイドヘルパーも不足している問題につながっているのではないかと問題提起をし、引き続きの懇談継続を要請しました。

これに対し、上條障害福祉保健部長は、ガイドヘルパーの不足問題について私たちと認識を共有してくださり、市としてもサービス提供事業者と協議をして何らかの対策を講じていきたいと表明、引き続き皆さんの意見と提言を聞かせてほしいと応じました。＜神奈川肢障協・上野さんより＞

＜横浜市の障害福祉保健部長との懇談に至る経過＞

- 横浜市の障害者移動支援事業は、当事者団体の活動への移動支援事業は往復の交通は支援するが、活動中は支援しないこととなっており、県社保協の一員である障神奈連加入の神奈川県肢障協の活動中も対象外となっています。その改善を求めて、一昨年の8月から神奈川肢障協と障神奈連で横浜市と交渉してきました。
- しかし、横浜市との交渉では打開できないため、全国肢障協、浜家連（横浜市精神障害者家族連合会）などの参加で相談会を開催し打開の方向を探ってきました。神奈川県各市町村と全国の政令市、東京の特別区の状況について調査するなどし、横浜市が他都市と比べて遅れていることが判明しました。
- そこで、この取り組みへの賛同を広げることと、市議員への要請をすすめていくこととしました。相談会に、浜身連（横浜市身体障害者団体連合会）、横浜市精連（横浜市精神障害者地域生活支援連合会）が新たに参加し、自民党議員に要請・懇談することができました。昨年10月に横浜市議会でも自民党議員が質問していただき、上條障害福祉保健部長が「検討する」と答弁したことから、今回の懇談が実現できました。

横浜市障害者移動支援事業実施要綱

利用制限部分の規定

（サービス内容及び外出の種類）

第4条3 本事業のサービスの対象となる外出及び活動には、以下のものは含まないものとする。

- (1) 通勤・勤務・営業・その他経済活動に伴う外出
- (2) 宗教・政治的活動や特定の利益を目的とする団体活動
- (3) 事業者や団体が企図する活動中の外出
- (4) 事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
- (5) サービス提供者が支援することなく、利用者とともに行う活動
- (6) サービス提供者に資格・習熟・用具の準備を求める活動
- (7) サービス提供者が危険を伴う活動
- (8) 通年かつ長期にわたる外出（通学・通所を除く）
- (9) その他、ギャンブル・飲酒を伴う外出など、社会通念上本事業を適用することが適当でないと認められる外出及び活動

＜記者会見＞「補足給付見直し」負担増の深刻な実態！！

介護保険施設に入所する低所得者の食費・居住費を補助する「補足給付」が昨年 8 月に改悪されたことを受け、「介護保険のいまと未来を考えるつどい」実行委員会で、10 月に影響調査を実施しました。県内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設など 476 施設のうち、特養 12 施設、老健 9 施設の計 21 施設（1397 人分）が回答しました。調査結果について、11 月に実施した介護・認知症なんでも無料電話相談の結果とあわせて、記者会見としました。記者会見には、毎日新聞、NHK、神奈川新聞、赤旗、新かながわの 5 社の記者 6 人が参加しました。

補足給付は、低所得者が対象で、預貯金などの資産要件は昨年 7 月まで一律「1000 万円以下」でしたが、8 月からは第 2 段階が「650 万円以下」に、第 3 段階は 2 つに分けられ、①「550 万円以下」、②「500 万円以下」に引き下げられました。対象から外れると、食費・居住費が全額自己負担となります。食費の負担増も進められ、施設入所者の第 3 段階②では日額 650 円から 1360 円に引き上げられ、短期入所（ショートステイ）利用者も第 2、第 3 段階で、日額 210 円から 650 円引き上げられました。

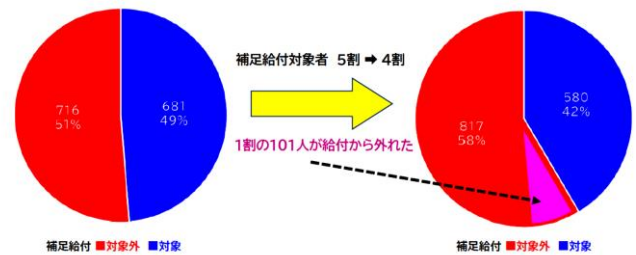
集計によると、7 月まで給付を受けていた 681 人のうち、101 人（15%）が対象から外され、月額 3 万 1000 円の利用料が 9 万円に跳ね上がった事例もありました。また、引き続き給付の対象になったものの、月額 2 万 2000 円の食費負担増となった人は 257 人（38%）に及びました。対象外となった 101 人の内訳をみると、試算要件の 500 万円を超えたのが 40 人（39%）と最も多く、550 万円の基準額を超えたのは 20 人（20%）、650 万円の基準額を超えたのが 4 人（4%）と続きました。神奈川県民連介護福祉委員会の長嶋理恵さんは「年金だけでは利用料を払えない方が増えることが予測される。家族も収入が増えるわけではないので大変になる」と警鐘を鳴らしました。

【施設】補足給付見直し影響調査集計（21施設 1397人）

入居者数=1397人

7月補足給付対象者=681人

8月補足給付対象者=580人



2月6日（日）1:30～「介護学習会」開催！！

2月6日 13:30～「介護学習会」が横浜市神奈川区の神商連会館4階会議室で開かれます。全日本民連事務局次長の林泰則さんが、「中央社保協『介護保険制度の抜本改革提言(案)』はなにを示しているか」をテーマに講演します。介護・認知症なんでも電話相談、補足給付見直しによる影響アンケート調査結果などの報告と交流を行います。ZOOM配信もあります。

＜2月の主な行動・会議日程＞

- 2月2日（水）中央社保協運営委員会・介護障碍部会 10:30 医療労働会館+（ZOOM 会議）
高齢者中央集会 10:30 衆議院第一議員会館第7会議室
- 2月3日（木）県社保協医療保険改善委員会 10:00 神商連会議室+（ZOOM 会議）
横浜市の障害者移動支援事業の改善についての相談会 13:30（ZOOM 会議）
- 2月4日（金）県社保協第8回常幹・幹事会合同会議 14:00（ZOOM 会議）+建設プラザ4F 会議室
- 2月6日（日）介護学習会 13:30 神商連会館4F 会議室+（ZOOM 視聴）
- 2月7日（日）年金違憲訴訟口頭弁論 13:30 東京地裁（結審予定）
- 2月9日（水）中央社保協全国代表者会議 10:30（オンライン会議）
- 2月11日（金）2.11 神奈川県民のつどい 13:45 男女共同参画センター横浜+（オンライン集会）
- 2月15日（火）消費税廃止各界連運営委員会 14:00 神商連会議室+（ZOOM 会議）
県社保協介護保険改善委員会 15:30（ZOOM 会議）
介護のつどい実行委員会 16:30（ZOOM 会議）
- 2月16日（水）神奈川国会行動 10:00 衆議院第二議員会館多目的会議室（中止の可能性あり）
JAL 争議の全面解決めざす東京集会 18:30 文京区民センター（オンライン集会の可能性あり）
- 2月18日（金）75 歳以上医療費 2 倍化中止求める署名提出集会 10:30 参議院議員会館+（オンライン集会）
- 2月20日（日）2022 春の県民集会 14:00 山下公園石の広場（中止の可能性あり）
- 2月21日（月）国民大運動実行委員会世話人団体会議 9:00 平和と労働会館4F 会議室+（ZOOM 会議）
- 2月26日（土）神奈川県・西湘母親大会 12:00 南足柄文化会館大ホール・小ホール
気候危機打開シンポジウム 13:30 建設プラザ2F ホール+（オンライン集会）
- 2月28日（月）3. 1ビギンデー集会 13:00 クランシップ静岡・中ホール+（オンライン集会）
県民要求連絡会事務局団体会議 15:00 県職労連会議室+（ZOOM 会議）
- 3月1日（火）3. 1ビギンデー集会・墓参行進 9:30 JR 焼津駅南口出発